

工作物石綿事前調査者講習

※受講区分及び証明書類等

1	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
1に該当:証明書類1点【石綿作業主任者技能講習修了証の写し】	
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する2年以上の実務の経験を有する者
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年である者に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。二において同じ。)、工作物に関する3年以上の実務の経験を有する者
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する4年以上の実務の経験を有する者(ハに該当する者を除く。)
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関する7年以上の実務の経験を有する者
2~5に該当:証明書類2点【卒業証明書(原本)、実務経験証明※(申込書に押印)】	
6	工作物に関する11年以上の実務の経験を有する者
6に該当:証明書類1点【実務経験証明※(申込書に押印)】	
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関する5年以上の実務の経験を有する者
7に該当:証明書類2点【技能講習修了証の写し、実務経験証明※(申込書に押印)】	
8	建築行政に関する2年以上の実務の経験を有する者
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関する2年以上の実務の経験を有する者
8~9に該当:証明書類2点【行政機関職務履歴証明書、実務経験証明※(申込書に押印)】	
10	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
10に該当:証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】	
11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者
11に該当:証明書類1点【職務履歴証明書又は実務経験証明※(申込書に押印)】	

〒950-0162 新潟県新潟市江南区亀田大月3-6-11

株式会社東新重工 亀田講習センター

TEL025-381-7726 FAX025-381-7714